

はじめに

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの理解
  - ア いじめの定義
  - イ いじめの内容
  - ウ いじめの要因
  - エ いじめの解消

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

- (1) 学校及び学校の教職員の責務
  - ア 学校の責務
  - イ 教職員の責務
- (2) 保護者の責務

II 学校いじめ防止対策組織

- 1 役割
- 2 構成員
- 3 組織図
- 4 組織的な対応（マニュアル）

III 学校いじめ未然防止及び早期発見の対応

- 1 いじめ未然防止について
- 2 いじめ対応の重層的支援機能
  - (1) 発達支持的生徒指導
  - (2) 課題未然防止教育
  - (3) 課題早期発見対応（いじめ早期発見対応の在り方）
  - (4) 困難課題対応的生徒指導

IV いじめ重大事態について

- 1 いじめ重大事態の定義（法第28条より）
- 2 重大事態への対処

はじめに (いじめ防止対策推進法第1条及び北海道いじめ防止基本方針より抜粋)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

しかし、いじめは全ての生徒に関係する問題でもあり、大人は常にいじめの芽ほどの生徒にも生じ得るということを十分認識する必要があります。

いじめの問題は生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが影響を与えているという指摘もあります。

生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(以下、「法」)及び北海道いじめ防止等に関する条例(以下、「条例」)に基づき、本校のいじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、事案対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】

- ・いじめの芽ほどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・すべての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ・いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があると言う考え方はあってはならない。生徒がいじめにつながるような不適切な方法で人間関係を構築しようとするといじめの芽が生じることがある。いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期の解消に努める。
- 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなどの交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

#### (2) いじめの理解

##### ア いじめの定義【法第2条・条例第2条】

「生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある

他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事案を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中での誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめ同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻きこまれるや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事案を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 等

※これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、対応する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない‘いじめ’」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う‘いじめ’」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

#### ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけではなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などの存在していることが明らかとなっている。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分できなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

#### エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断す

るものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

### (1) 学校及び学校の教職員の責務【条例第6条より抜粋】

#### ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めます。

- 日頃から、教育活動を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とのかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ま

しい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

- いじめ問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- いじめ問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知につなげる。
- いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめをしらせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 保護者、地域住民その他の関係者と いじめ問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

#### イ 教職員の責務

- 生徒理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方法の下、被害生徒を徹底して守り通す。
- 生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や行動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

#### (2) 保護者の責務【条例第7条より抜粋】

- その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自らの範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- いじめ問題への対応に当たっては、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と

連携し、適切な方法により、問題解決に努める。

- その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情を十分に理解し、対応するよう努める。
- その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支える。

## II 学校いじめ防止対策組織

(いじめ防止対策委員会・いじめ防止対策会議及びいじめ対応ケース会議、いじめ対応支援会議)

### 1 役割

#### ○いじめ防止対策会議

- ・学校いじめ防止プログラム（アンケートやいじめ防止の取組などの年間指導計画）の作成
- ・校内研修の企画・実施
- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

#### ○いじめ対応ケース会議

- ・いじめの相談・通報の窓口からの情報確認
- ・聞き取りの進め方確認（被害生徒、加害生徒、見ていた生徒）
- ・聞き取り内容の情報共有
- ・指導内容検討（該当生徒、学年全体への指導など）

#### ○いじめ対応支援会議

- ・聞き取り内容の情報共有
- ・指導内容確認、協議
- ・外部機関への連絡調整
- ・全職員への報告
- ・指導経過の確認

### 2 構成員

#### ○いじめ防止対策会議

教頭、生徒指導主事、総務部長、教務部長、相談支援部長、学年主任、学年生徒指導部、（相談役  
スクールカウンセラー）

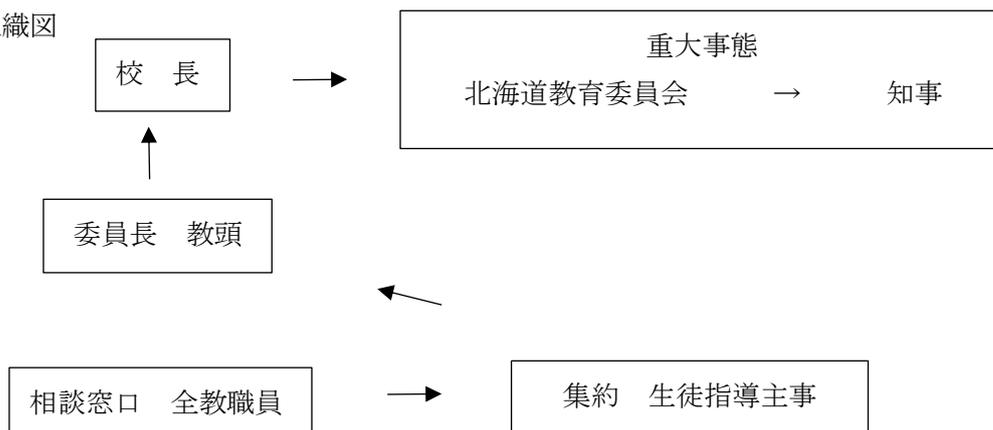
#### ○いじめ対応支援会議

教頭、生徒指導主事、総務部長、教務部長、相談支援部長、該当学年主任、該当学年生徒指導部、  
該当学級担任、該当学級副担任、養護教諭、スクールカウンセラー、（状況に応じて、学校評議委  
員、SSW、スクールロイヤー、警察など）

#### ○いじめ対応ケース会議

生徒指導主事、該当学年生徒指導部、学年相談支援部、養護教諭、該当学年主任、該当学級担任、  
該当学級副担任

### 3 組織図



各会議開催調整

### 4 組織的な対応（対応マニュアル）

いじめの認知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめアンケート」から認知</li> <li>・教職員からの相談、報告</li> <li>・生徒からの相談、報告</li> <li>・いじめが疑われる言動を目撃</li> <li>・生徒に気になる言動</li> <li>・被害生徒の保護者からの訴え、相談</li> <li>・いじめを目撃した生徒の保護者からの連絡、相談</li> <li>・警察や児童相談所などからの連絡 など</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">             相談窓口  <b>【全ての教職員】</b>              ↓              集約：生徒指導主事           </div>
--------	---	---

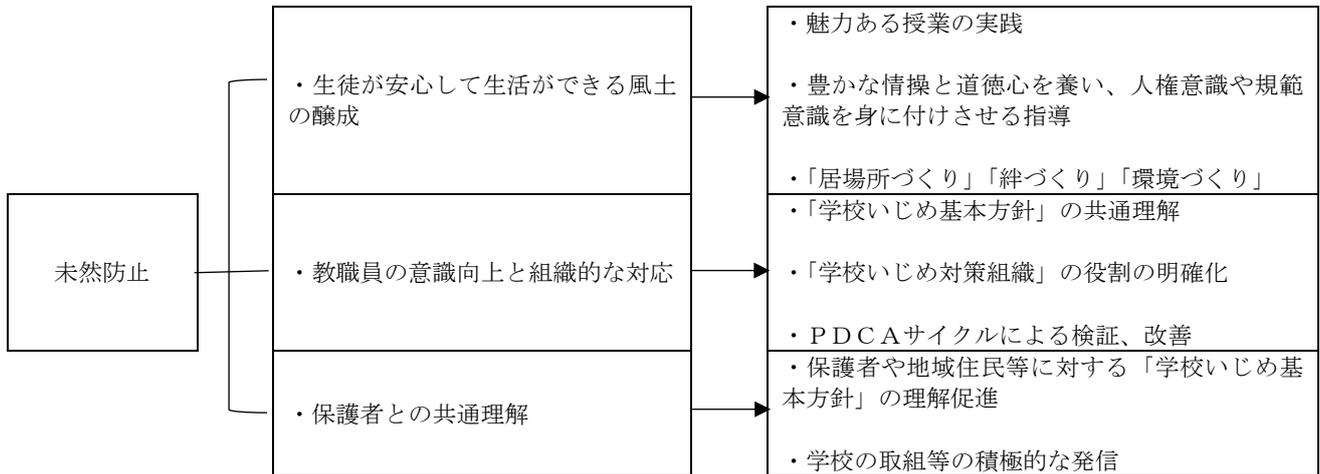


いじめ対応ケース会議・いじめ対応支援会議	
1 いじめの事実確認	いじめ対策ケース会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの相談・通報の窓口からの情報確認</li> <li>・聞き取りの進め方確認（被害生徒、加害生徒、見ていた生徒）</li> <li>・被害生徒の安全確保、心のケア</li> <li>・聞き取り内容の情報共有</li> </ul>
2 いじめ対応方針検討	いじめ対応ケース会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導内容検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ホームルーム指導、学年指導、懲戒指導等の方向性</li> <li>イ 個別の指導計画の作成</li> </ul> </li> </ul>
3 いじめ対応方針の決定	いじめ対応支援会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・聞き取り内容の情報共有</li> <li>・指導内容確認、協議               <ul style="list-style-type: none"> <li>ケース会議で検討した内容の確認、協議</li> </ul> </li> <li>・外部機関への連絡調整</li> <li>・全職員への報告（状況説明、指導方針、指導内容等の周知）</li> <li>・被害生徒の保護者へ指導方針や内容と見守り方法など説明し、理解と協力を得る。</li> <li>・加害生徒の保護者へ説明して、理解と協力を得る。 など</li> </ul>
4 対応方針に基づく取組と改善の進捗状況の確認	いじめ対応支援会議開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒の安全確保の状況確認と様子確認。</li> <li>・加害生徒の個別の指導計画に基づいた指導を行う。</li> <li>・加害生徒の個別の指導計画の評価を行い、指導の解除の見極めを行う</li> <li>・全職員に指導の経過を説明し、指導の解除を周知する。</li> </ul>
5 被害生徒の安全確保と不安解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒に寄り添い、見守り強化の継続を検討</li> <li>・保護者との連携を密にし、学校と家庭の様子を共有する。</li> </ul>

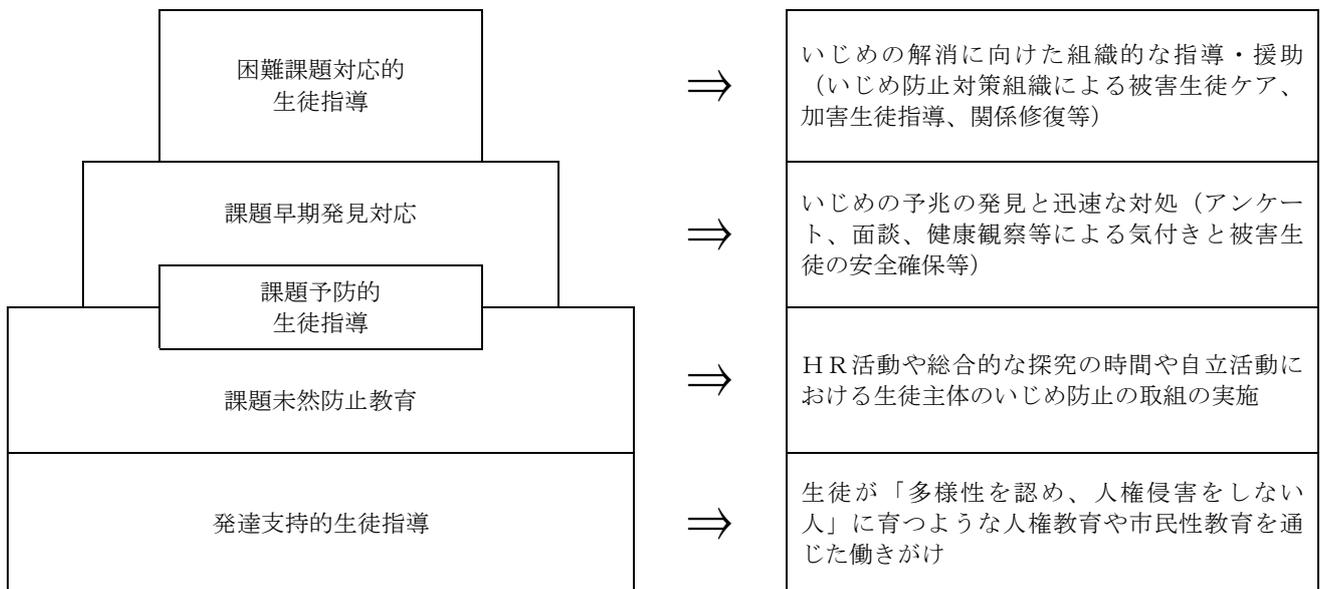
	・状況に応じてSCとの面談を実施する。
6 加害生徒に対する指導 解除の観察	・生徒に寄り添い、見守りの強化の継続を随時検討する ・保護者との連携を密にし、学校と家庭の様子を共有する。 ・定期的に面談し、行動の振り返りや人との関わり方などについて指導を継続する。 ・状況に応じてSCとの面談を実施する。
7 いじめの解消の判断	「学校いじめ防止基本方針」Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項(2) いじめの理解 エ いじめの解消 の要件に基づき、判断する。

### Ⅲ いじめ未然防止及び早期発見の対応

#### 1 いじめ未然防止について



#### 2 いじめ対応の重層的支援構造（生徒指導提要より）



#### (1) 発達支持的生徒指導

内容	主な学習場所
ア 人権に関する教育の一層の充実	教育活動全体、社会、L H R 等
イ 生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達支援	教育活動全体、社会生活、L H R 等
ウ 生徒の自己有用感や自己肯定感の向上	教育活動全体、社会生活、L H R 等
エ 生徒の社会性や規範意識の育成	教育活動全般、社会生活、社会、L H R 等

## (2) 課題未然防止教育

内容	取組例
ア 生徒や保護者等への「学校いじめ防止基本方針」の周知、理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校HPへの掲載</li> <li>・PTA総会、学校評議会、学年懇談会、入学前保護者説明会</li> <li>・全校集会 等</li> </ul>
イ 生徒自らがいじめの防止に取り組む活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会活動</li> <li>・LHR、総合的な探究の時間 等</li> </ul>
ウ 家庭や地域と連携し、多様な教育資源を活用した道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活</li> </ul>
エ いじめ防止に関わり、専門家等と連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SC、SSWとの連携</li> <li>・情報モラル教育 等</li> </ul>
オ 「性的マイノリティ」とされる生徒や多様な背景を持つ生徒への指導や支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭、コーディネーター、SWとの連携 等</li> </ul>

## (3) 課題早期発見対応（いじめ早期発見、対処の在り方）

内容	取組
ア いじめの積極的な認知と「いじめ見逃し0」の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> <li>・いじめ早期発見のためのチェックリスト</li> <li>・個別面談の実施</li> <li>・担任及び学年主任を中心とした生徒の様子との共有</li> </ul>
イ 生徒がいじめについて相談しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任等との面談の実施</li> <li>・生徒指導部によるなんでも相談の実施</li> <li>・SCとの連携</li> <li>・SOSの出し方に関する教育の実施</li> </ul>
ウ 「学校いじめ対策組織」にいじめ認知の情報整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止対策組織内の情報共有</li> <li>・役割分担の明確化</li> <li>・会議記録の整理</li> </ul>
エ 適切なアシスメントに基づく被害、加害、関係生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア</li> <li>・被害者のニーズの確認</li> <li>・いじめの被害者と加害者の関係修復</li> <li>・いじめの解消</li> </ul>

## (4) 困難課題対応的生徒指導

内容	取組
ア 学校いじめ対策組織（学校いじめ防止対策委員会）によるいじめ対応支援会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>（状況に応じてSC、SSW等を交える）</li> <li>（問題に応じて警察に相談する）</li> <li>・アセスメント</li> <li>・アセスメントに基づく被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針のプランニング</li> <li>・会議内容を被害生徒保護者に説明</li> <li>・指導、援助プラン実施</li> <li>・三ヶ月をめどに状況確認</li> <li>・情報の整理と管理、記録の整理</li> </ul>
イ 道教委の「外部専門家チーム」「いじめ問題『緊急支援チーム』等の活用」	学校だけでは解決することが困難な事案については、生徒を徹底して守る観点から、専門家等の助言を得る
ウ 関係機関との連携	犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報し連携して対応する。（強制わいせつ、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝、児童ポルノ提供等）

#### IV いじめ重大事態について

##### 1 いじめ重大事態の定義（法第28条より抜粋）

- (1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第1項1号）
  - ア 生徒が自殺を企図した場合
  - イ 精神性の疾患を発症した場合
  - ウ 身体に重大な障害を負った場合
  - エ 高額な金品を奪い取られた場合
- (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第1項2号）
  - ア 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする
  - イ 一定期間、連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

##### 2 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合は、石狩教育局及び本庁特別支援教育課を通じて、その旨を知事に報告する。
- (2) 重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したとして報告・調査に当たる。（相談機関等からの連絡・報告を受けた場合も同様）
- (3) 被害生徒やその保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行う。被害生徒やその保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。